ⅱ）一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第10条第２号イ(1)の基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第２号ロ(1)の基準」に記載するとともに、令和４年改正基準省令附則第４項の基準の適用を受ける場合には、「令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に「✓」マークを入れ、別紙に詳細を記載してください。

９．～12.（略）

（略）

（第五面）

〔申請に係る住戸に関する事項〕

【１．住戸の番号】～【３．専用部分の床面積】　（略）

【４．住戸のエネルギーの使用の効率性】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準）

□基準省令第10条第２号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）

（基準値　　W／（㎡・K））

冷房期の平均日射熱取得率

（基準値　　）

□基準省令第10条第２号イ(2)の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第10条第２号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

誘導ＢＥＩ（　　）

□基準省令第10条第２号ロ(2)の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

（注意）

１．・２．（略）

３．【４．住戸のエネルギーの使用の効率性】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

⑴　（略）

⑵　「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第10条第２号イ(1)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

ⅱ）一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第10条第２号イの基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第２号ロの基準」に記載するとともに、令和４年改正基準省令附則第４項の基準の適用を受ける場合には、「令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に「✓」マークを入れて記載してください。

９．～12.（略）

（略）

（第五面）

〔申請に係る住戸に関する事項〕

【１．住戸の番号】～【３．専用部分の床面積】　（略）

【４．住戸のエネルギーの使用の効率性】

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準）

□基準省令第10条第２号イの基準

外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）

（基準値　　W／（㎡・K））

冷房期の平均日射熱取得率

（基準値　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第10条第２号ロの基準

誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

誘導ＢＥＩ（　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

（注意）

１．・２．（略）

３．【４．住戸のエネルギーの使用の効率性】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

⑴　（略）

⑵　「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第10条第２号イの表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。